

## 2 志 賀 昇 議 員

- 1 財政運営について
- 2 企業誘致について
- 3 再生可能エネルギーについて



### 1 財政運営について

本年度の一般会計予算は82億円の計上で、対前年度の当初予算と比較いたしますと、8千万円の減額で、近年の予算編成額では初めての減額であり、このことは町の経済に大きく影響してくるもので、今後コロナの影響、更にはウクライナにおける戦争などの影響に加え、本町における人口減少や店じまいが加速することから、社会情勢が刻々と変化する中で、思い切った経済対策と歳入確保が必要と思われますので、次の点についてお伺いいたします。

1 項めは、直近3年間の町の経常収支比率の推移と今後の見通しについて、お伺いいたします。

2 項めは、町債現在高が多額な本町の財政運営において大型事業が続く状況となるため、財政の中長期的見通しが重要と思われる。義務教育学校での町債借入れでの返済時の負担が大きくなると思われるが、地方債の償還ピークになるのはいつ頃か。また、財政がひっ迫しないように何か対策を考えているのかお伺いいたします。

3 項めは、物価が急激に高騰していることから、町の財政運営にも少なからず影響があると思われます。地方交付税に頼るだけでなく新たな収入確保が必要と思われるが、考えがあるのかお伺いいたします。

4 項めは、令和3年3月に岩内町中長期財政見通しが作成されておりますが、義務教育学校の着工に伴い事業費が確定することから、財政見通しの変更が生じてくると思われますので、見直しをするのかお伺いいたします。

## 【答 弁】

### 町 長：

1 項めは、直近 3 年間の経常収支比率の推移と今後の見通しについてであります。

経常収支比率は、財政構造の弾力性を測定する比率として使われており、一般的には 80%以下が健全財政の目安とされ、数値が高くなるほど財政構造が硬直化し、経常経費以外に財源を充当する余力が無い状態を表すものであります。

本町における経常収支比率の直近 3 年間の数値は、令和元年度では 95.3%、令和 2 年度では 88.4%、令和 3 年度では 87.5%となっており、経常収支比率は、地方交付税額の増減の影響を受けやすい性質であることから、普通交付税の交付額が増加した令和 2 年度決算では 88.4%と、13 年ぶりに 80%台になり、令和 3 年度では更に下降しております。

今後の見通しにつきましては、労務単価の上昇による委託料の増加や社会保障関連経費の給付費の伸び、更には、エネルギー価格の高騰による電気料や物価高により経常経費が増加していることから、地方交付税の交付額など推計が難しい点もありますが、経常収支比率は上昇することが見込まれます。

そのため、財政構造の硬直化による住民サービス低下を招かないためにも、これまでも予算編成時において一般財源ベースでのゼロシーリングなど、経常経費節減に向けた全庁的な取り組みを行ってまいりましたが、今後においても、これまで以上に施設の維持・修繕費や固定経費など、様々な角度から経常経費の抑制を図り、財政健全化に向けた取り組みを継続してまいります。

2 項めは、地方債の償還のピークと財政がひっ迫しないための対策についてであります。

令和 5 年度から本格的な工事に着手する義務教育学校整備事業は、これまでの町の事業としては最大の事業費となり、それに伴う地方債についても多額の借入額が見込まれます。

地方債の借入は、決算収支額や財政健全化比率に対して大きく影響することから、財政の健全な運営を進めるため、新たな補助金の確保、有利な地方債借入など、影響を最小限とするための手法を検討してまいりました。

その 1 つとしては、当初は学校教育施設等整備事業債の借入を予定しておりましたが、交付税措置率が 7 割と有利な条件である過疎対策事業債の借入が現時点で可能となり、実際の財政負担額は 3 割に抑えられることから、償還年度における決算収支のほか、財政健全化比率である実質公債費比率や将来負担比率への影響も最小限に抑えられるものと見込んでおります。

2 つめとして、地方債の償還年数であります。地方債は事業区分のほか、借入先である国や地方公共団体金融機構、金融機関などによって償還の条件が異なっており、選択を予定している過疎対策事業債については、地方公共団体金融機構から借入することにより、30 年での償還期間を選択することが可能となり、償還額の平準化が図られ、各年度の財政負担が軽減されます。

これらの手法により、義務教育学校整備事業に係る地方債の償還においては、単年度の償還額を抑制することが可能となり、他の事業に係る地方債償還額も減少傾向にあることから、地方債償還額のピークについては、令和 2 年度の 11 億 2 千 7 0 0 万円をピークに減少するものと見込んでおります。

なお、過疎対策事業債には、地方債計画により配分枠が設けられており、年

度によっては充当額の減額もあり得ることから、この場合には各数値に影響を及ぼすこととなります。

3項めは、新たな収入確保の考えがあるのかについてであります。

令和3年度の一般会計の決算においては、実質収支が6億1千100万円の黒字と、平成21年度の4億1千万円を大きく上回る過去最大の黒字となり、令和2年度以降は、決算状況が好転し黒字決算となっております。

この要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した地方交付税の増額措置など、国の政策によるものが大きく、町の財政状況は依然として、類似団体に比べて税収の割合が少ないなど、地方交付税への依存度が高いぜい弱な財政構造となっております。

更には、エネルギー価格の高騰による電気料や物価高により、経常経費が増加している中で、地方交付税に依存しない持続可能な財政運営への転換を進めるためにも、町税等の収納率向上のほか、使用料やその他債権等の適正管理などを進めるとともに、新たな財源確保が喫緊の課題であります。

そのため、令和5年度の予算編成においては、財源確保への取り組みとして、返礼品や周知方法の検討により年々寄附額が増えているふるさと納税について、計画的な積立と取崩を行うため、例年、積立金を充当している事業とは別枠で、新規事業などを中心に充当枠を拡大しております。

また、新たな財源確保として、今年度に策定したクラウドファンディングの活用指針に基づき、令和5年度より寄附を募って新規事業などへ有効的に活用するとともに、これまでも寄附の実績がある企業版ふるさと納税については、同じく令和5年度から、民間の専用サイトを活用して積極的に寄附を募るための予算を計上しております。

いずれにしましても、人口減少に伴い、町税収入の減少は避けられない状況であることから、あらゆる歳入の可能性を模索し、これまでの枠にとらわれない新たな財源の確保に努めてまいります。

4項めは、中長期財政見通しの見直しについてであります。

中長期財政見直しにつきましては、今後町が進める施策の実施時期、優先順位等を判断していく上での重要な指標として活用するため、令和3年3月に策定したところであります。

当初の策定時においても、見通し期間中は2年に1度を基本として、推計の見直しをすることとしており、見通し策定時から2年が経ち、その間に、普通交付税交付額の増加、エネルギー価格の高騰による電気料や物価高に伴う経常経費の増加など、当初の推計から大きく状況が変わったことに加え、今年度、義務教育学校整備事業の全体事業費の大枠が固まったことから、本年3月末を目処に中長期財政見通しの見直しを行うこととし、現在、作業を進めております。

いずれにしましても、財政の安定化を図るには、歳入の確保と規律ある財政出動が必要であり、中長期財政見通しは事業の平準化の重要な指標となることから、令和5年度以降においても、適宜更新を行って有効に活用しながら、健全な財政運営に向けて取り組んでまいります。

## 2 企業誘致について

岩内町の企業誘致につきましては、コロナの影響もあり、近年ほとんど誘致が進んでおらず、逆に岩内町にとっては、大切な既存企業が移転・閉店・撤退等が進んでおり、非常に憂慮される状況であります。このような状況を脱却するため、先人は海を中心とした港湾整備に多額の費用を投資した経緯もあり、将来の企業誘致のための売却する用地も確保されていること、更に近年公営住宅の解体・取壊しが進んでおり、町内各所に誘致に適した平地も確保されていることから、この時期を捉え、岩内町の発展の最も望まれている雇用の創出が得られると考えられますので、次の点についてお伺いいたします。

1 項めは、北海道横断自動車道は、5年以内に共和町のインターチェンジまでの開通が見込まれていることから、岩内町の観光振興を見据えた道の駅・タラ丸市場の改修整備計画の取り組み状況についてお伺いいたします。

2 項めは、水産業振興を目指した企業誘致として取り組まれているトラウトサーモン養殖事業の取り組み状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

3 項めは、岩内町の既存企業がこれ以上、移転・閉店・撤退等を招かないようにするためのフォローアップをどのように進められるのかお伺いいたします。

## 【答 弁】

### 町 長：

1 項めは、共和インターチェンジの開通による道の駅・タラ丸市場の改修・整備計画の取組状況についてであります。

後志自動車道につきましては、平成30年12月に余市インターチェンジが開通され、その後、仁木・共和インターチェンジの開通を目指し、現在工事が進められているところであります。

こうした高速道路の開通に伴い、札幌圏からの交通アクセスの利便性向上により、人流の変化も少なからず生じるものと予測しております。

その際、岩宇地域の入口となる共和町からの観光客の誘導や、当町へ来訪するための目的づくりなどが重要となることから、現在策定している岩内町立地適正化計画において、町の中心市街地にある道の駅やタラ丸市場のほか、交通アクセスとしてバスターミナルや駐車場の立地場所などを含め、検討を進めているところであり、加えて、当町へ来訪するための目的づくりや誘導の内容について産業振興プランの策定により具体化したいと考えております。

したがいまして、道の駅、タラ丸市場の改修・整備計画につきましては、岩内町立地適正化計画や産業振興プランの結果を踏まえ、次なるステップに繋げていくよう取り進めてまいります。

2 項めは、トラウトサーモン養殖事業の取組状況と今後の見通しについてであります。

町では、株式会社オカムラ食品工業並びに日本サーモンファーム株式会社と相互理解のもとに3者の特徴を活かした産業振興を目指し、トラウトサーモン養殖に着目、試験を効率的に推進するため、令和3年2月16日付けで、包括的連携協定を締結したところであります。

現在の取組状況であります。サポートセンターにおいては、令和3年度から令和5年度までの3年間として、海洋深層水を活用した陸上養殖試験を実施しているところであり、育成データの収集、専門家による品質評価、蓄養試験、加工品試作試験などの取組を行っております。

また、低温で清浄性のある海洋深層水を活用したトラウトサーモン陸上養殖は、全国的にも珍しいことから、海面養殖した成魚を海洋深層水で蓄養したのちに、端境期出荷するなど岩内ブランドの事業化の可能性も検討しているところであります。

一方、港湾内における海面では、令和4年12月から令和7年11月までの3年間として、北海道の厳冬期における海面養殖試験を実施しているところであり、自動給餌器の凍結試験も合わせた取り組みを行っております。

また、本年6月には、約15トンを超える水揚げが予定されており、地元水産加工業者においては、主要な加工原料である輸入ニシンの確保が質的、量的に難しくなってきたことなどから、新たな加工原料になる可能性を秘めたトラウトサーモン養殖事業についての関心が高く、本年1月には、地元水産加工業者と日本サーモンファーム株式会社による、水揚げ後の一次加工処理方法についての協議が行われたところであります。

次に今後の見通しであります。トラウトサーモン養殖事業の展開次第によっては、多くの地元雇用が生まれるなど、地域経済にも好循環が期待できるものであります。

また、日本サーモンファーム株式会社においては、持続可能で環境及び地域

社会に負担をかけない水産養殖物への国際認証、いわゆるASC認証を国産サーモンでは初めて取得していることから、国内はもちろん世界に展開するブランドに成長している会社であり、生産体制の更なる拡大とリスクヘッジを視野に、新たな拠点づくりを北海道に求めていると伺っております。

したがって、町といたしましては、今後、株式会社オカムラ食品工業並びに日本サーモンファーム株式会社による、町の湧き水を活用したふ化事業・中間養殖事業の展開拡大、並びに北海道を事業拠点とした北海道ブランドの構築など、ふ化から中間養殖・成魚養殖の一連の事業が当地域で安定的に実施されるよう連携し、トラウトサーモンを通じて、町の水産業関係者とともに発展し続けるよう、本町への誘致を視野に入れた支援を加速させてまいりたいと考えております。

3項めは、既存企業の撤退等を招かないようにするためのフォローアップをどのように進められるのかについてであります。

町内企業へのフォローアップにつきましては、令和4年12月から令和5年1月にかけて産業振興プランの策定に向けた、町内事業者へのアンケート調査を実施しております。

その調査項目の中には、各事業者が今後事業を進めていくための課題や問題点、事業承継に関するもののほか、行政に求めたい支援など、町としての町内事業者へのフォローアップに関する調査項目も盛り込んでおり、現在その集計と分析を進めながら、今後の事業者支援に繋げていきたいと考えております。

また、町内事業者の現状としては、コロナ禍による長引く地域経済の疲弊に加え、燃料や原材料の高騰、人口減少に伴う労働力の低下など、非常に厳しい状況の中、昨年12月から本年1月までの期間で、町内事業者への物価高騰対策における支援金の給付を進めてきたところであります。

しかしながら、昨今の目まぐるしく変わる経済情勢やコロナ禍における社会環境の変化など、今後におきましても、やむを得ず移転や廃業する事業者が出てくる可能性は否定できず、昨年11月には、日本アスパラガス株式会社の岩内工場が千歳工場へ移転していることなどから、町といたしましては、こうした状況下におきましても、地域資源や地域特性、高速道路の開通などの優位性を見据えながら、新たな企業の誘致を目指すとともに、引き続き地元企業からの情報収集に努めながら、必要に応じた事業者への支援やフォローアップを進め、地域経済の活性化や雇用の創出に向け、鋭意努力してまいります。

### 3 再生可能エネルギーについて

2011年3月の東日本大震災以降、エネルギー源として枯渇することなく利用できる再生可能エネルギーの活用促進が求められており、バイオマス発電・太陽光発電・洋上風力発電・風力発電等が有力な再生可能エネルギーとして取組み、国が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル・脱炭素社会の実現を目指す宣言をしたことから、国内では風力発電の取組みが活発になっており、岩内町においても再生可能エネルギーを推進していることから、現在取組みまれております洋上風力発電の進捗状況についてお伺いいたします。

**【答 弁】**  
**町 長：**

岩内町における洋上風力発電の進捗状況につきましては、寿都町、神恵内村、泊村、共和町、蘭越町、岩内町の6町村、及び古宇郡、岩内郡、寿都町の3漁協で構成する岩宇・南後志地区洋上風力発電導入推進組合の構成自治体として、洋上風力に取り組んでいることから、本組合の進捗でお答えします。

再生可能エネルギーの主力電源化の切り札とされる洋上風力発電の推進につきましては、令和2年7月、国は岩宇及び南後志地区沖の海域を、既に一定の準備段階に進んでいる区域として整理されたことから、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律、いわゆる再エネ海域利用法の規定に基づく促進区域の指定に向けた取組を進めているところであります。

その取り組みの一つとして、令和3年度から国の事業である洋上風力発電の地域一体的開発に向けた調査研究事業として各種調査が行われ、この調査で網羅されていない環境影響評価手続きや、漁業実態調査などを実施するため、民間の参画事業者を募った中で、共同による調査を実施していく予定でありました。

しかしながら、その後、国においては、洋上風力発電事業を加速化するため、洋上風力発電事業の検討に必要な各種調査を、迅速かつ効率的に実施する運用方針が示されたことから、岩宇・南後志地区洋上風力発電導入推進組合においても、国への情報提供を通じて応募したところ、令和5年1月、全国3海域のうち、当海域がその1海域に選定され、令和5年度から独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、通称ジョグメックによる各種調査の実施が決定したところであります。

この調査では、数年をかけ風況調査や海底地盤調査など、洋上風力発電設備の基本設計に必要な各種調査データを取得し、この調査で得られたデータは、計画事業者提供され、事業者による発電事業計画の策定を支援することになります。

いずれにしましても、岩宇・南後志地区沖での洋上風力発電事業の実現については、再エネ海域利用法の規定に基づく促進区域への指定を受けることが大前提であることから、引き続き、当組合の事務局である寿都町を中心に構成6町村及び3漁協が情報共有を図りながら、洋上風力発電の導入促進に向け、国の調査実施に協力してまいります。